

福岡武道館の利用料金に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡武道館条例（昭和五十四年福岡県条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備等利用料金等)

第二条 条例別表備考四の規則で定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例別表備考五の規則で定める額は、次のとおりとする。

1 条例別表に掲げる利用時間を超えて武道館、弓道場、相撲場又は体育館を利用する場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ 占用使用において超過時間が午前七時から午前九時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午前九時から正午までの額の一時間当たりの額に百分の百五十を乗じて得た額

ロ 占用使用において超過時間が正午から午後六時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午後一時から午後五時までの額の一時間当たりの額

ハ 占用使用において超過時間が午後六時から午後九時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午後六時から午後九時までの額の一時間当たりの額

ニ 占用使用において超過時間が午後九時から午後十時までの場合 条例別表に定める午後六時から午後九時までの額の一時間当たりの額に百分の百五十を乗じて得た額

ホ 個人使用の場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める

額の一時間当たりの額

- 一 武道場の一部を占有使用する場場合 条例別表に定める額に武道場総面積に占める占有使用する面積の割合を乗じて得た額
 - 二 弓道場の一部を占有使用する場場合 条例別表に定める額に弓道場総的数に占める占有使用する的数の割合を乗じて得た額
 - 三 相撲場（練習用土俵に限る。以下この号において同じ。）の一部を占有使用する場場合 条例別表に定める額に相撲場総面積に占める占有使用する面積の割合を乗じて得た額
 - 四 体育館の一部を占有使用する場場合 条例別表に定める額に体育館総面積に占める占有使用する面積の割合を乗じて得た額
- 3 前項第一号の場合において、超過時間が一時間未満であるときは一時間とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として計算する。
- 4 条例別表備考六の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。
- （利用料金の徴収時期）

第三条 利用料金の徴収時期は、福岡武道館の利用の承認をするときとする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用する場合又は指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第四条 条例第七条第七項の規定により利用料金（第三号又は第四号に掲げる場合にあつては、第二条第一項及び第四項に規定する利用料金を除く。）を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。ただし、占有使用において利用者が入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合は、この限りでない。

- 一 指定管理者が福岡武道館の設置目的を達成する事業に利用する場合 利用料金の額の全額
- 二 公安委員会又は警察本部長が、警察術科訓練の推進向上を図るために利用する場合 利用料金の額の全額
- 三 県教育委員会又は市町村教育委員会が体育に関する指導者の研修、競技会等の行事に利用する場合 利用料金の額の五十パーセントに相当する額
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、体育の学習指導又は学校行事に利用する場合 利用料金の額の五十パーセントに相当する額
- 五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額
- 六 療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額
- 八 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する一級若しくは二級の身体障害者、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）第九条第五号に規定する身体障がいのある

る人、第五号に掲げる者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者とその介護人が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額

九 六十五歳以上の者が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額

十 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 利用料金の全額又は一部の額

2 前項第十号に規定する利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第五条 条例第七条第八項ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

一 利用者の責めに帰することができない理由で福岡武道館の利用ができなくなった場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

（利用料金の端数計算）

第六条 福岡武道館を利用する場合において、第二条第二項又は第四条第一項第三号若しくは第四号の規定に基づき決定された額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補則）

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、福岡武道館条例の一部を改正する条例（令和六年福岡県条例第二十八号）の施行の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

種 別	単 位	金 額
ポータブルステージ	一台 一回	二〇〇円
両面掲示板	一台 一回	一一〇円
長机	一脚 一回	六〇円
椅子	一脚 一回	三〇円
フロアシート	一枚 一回	一一〇円

別表第二（第二条関係）

区 分	金 額
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額

